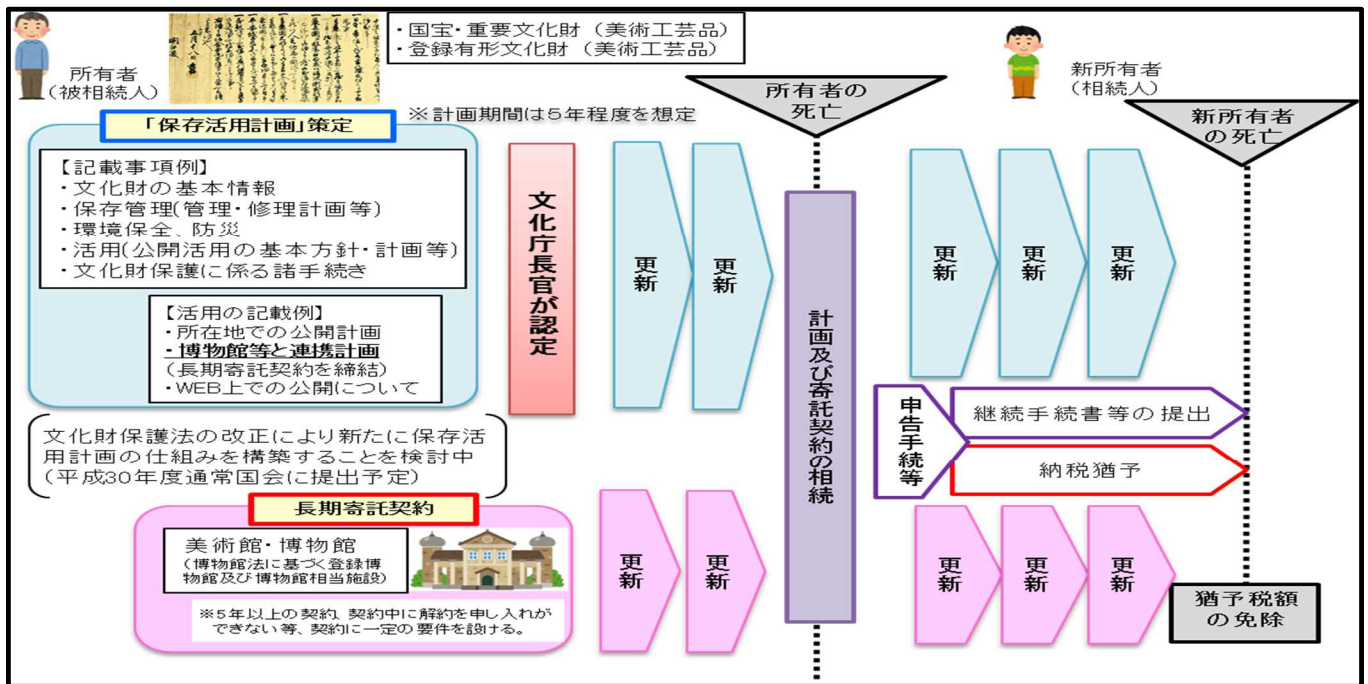


平成30年度 文化庁関係税制改正要望事項の結果(概要)

(1) 美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設【相続税】

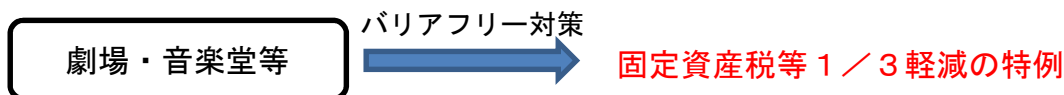
文化財保護法の改正を前提に、改正法に基づく保存活用計画を策定し、国による認定を受け、美術館等に寄託・公開された国宝・重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）について、相続税の納税猶予の特例を創設する。これにより、美術品・文化財の次世代への確実な継承と、公開・活用を促進する。



(2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設【固定資産税等】

障害者・高齢者に対応してバリアフリー対策を行い、基準(※)を満たした劇場・音楽堂等（主に実演芸術の公演を行うためのもの）に対し、固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置を設ける（平成32年3月まで）。これにより、国民が障害等の有無に関わらず、文化芸術に親しむ環境を整備する。

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項「建築物等移動等円滑化誘導基準」



参考

○文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第2条第3項

- ・文化芸術に関する施策の推進に当たっては（中略）国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。